



日医認定健康スポーツ医制度について

副会長 長瀬 清

日本医師会の認定医制度には、現在産業医および健康スポーツ医制度とがある。

旧労働省は労働者の健康保持増進を図り、旧厚生省は国民の健康づくり運動を推進することにより、近年スポーツの重要性が増している。

スポーツ医制度には、日本体育協会の公認スポーツドクター、日本整形外科学会の認定スポーツ医と日本医師会の認定健康スポーツ医がある。文部科学省に属する日本体育協会のスポーツドクターは、スポーツ指導者制度のなかに位置付けられたもので、国体、オリンピックなど競技スポーツでの能力向上を目的にしている。現在スポーツドクターとして約3,700名が登録されている。

日整会のスポーツ医は、その規約にみられるようにスポーツ人口増加に伴うスポーツによる運動器官の外傷を含む諸疾患の予防や診療を担当することにある。認定医数約4,600名を数える。

これに対して日医の認定健康スポーツ医は、少子高齢社会の到来と医療費増大予測から、予防医学的方面からの対策の重要性を考え、国民の健康増進を図ることを「健康投資」とし、この制度を立ち上げた。その目的から地域、職場、学校など身近な場での活動が期待されている。認定医数も平成13年2月現在約15,300名に及ぶ。

平成4年には、日整会の認定スポーツ医制度および日体協の公認スポーツドクター制度と日医の認定健康スポーツ医制度との研修カリキュラムの互換性が図られている。

運動指導に係わる経済的対価としては、診療報酬上運動療法指導管理料として高脂血症、高血圧症、糖尿病を主病とする患者の治療の一つとしての運動療法の指示箋交付など、運動療法を含めた治療管理を行った場合に算定する。

また厚生労働大臣認定の健康増進施設のうち厚労省が指定した指定運動療法施設で、高血圧症や糖尿病等の疾病の治療のために提携医療機関の担当医（日医認定健康スポーツ医等）が主治医の処方箋に基づき、運動療法の指導を行った場合、利用者は施設の利用率について所得税の医療費控除の対象とされることになっている。しかし指定施設が北海道に3カ所しかないことは一考すべき問題である。

日医ではこれまでに数度（平成7、9、11年）健康スポーツ医に関するアンケート調査を行っており、今回もまた同様のアンケート調査が行われた。毎回、多くの問題が指摘され、活動の在り方への提言がなされているが、具体的な方策は立っていない。

これまでどちらかという病気の診断、治療に重きが置かれ、精力がたぎ込まれてきた。今ここにきて一次予防の大切さが認識され、「健康日本21」の推進力となっている。

健康スポーツ医の活躍が求められている今、その場の設定など問題解決を進めていく必要がある。

平成13年2月25日、北海道医師会の健康スポーツ医学推進委員会が開催された。スポーツ医学の必要性が徐々にではあるが認められてきているものの、都市医師会の取り組みは鈍く、組織だった活動の場がないこと、あってもボランティア的状態での支援が主であること等の悩みが述べられた。

学校、職場、地域の中でのスポーツ医学的指導、教育を如何に進めるか、そのための経費とそれに対する報酬をどうするか、指導時における障害発生の補償対策など真剣に取り組まなければならない時にきている。